

アメリカにおける1837年恐慌と信用制度

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮田, 美智也 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/24047

アメリカにおける1837年恐慌と信用制度

宮 田 美 智 也

目 次

序言

- I 1830年代半のブームと信用のメカニズム
- II 1837年恐慌の発生
- III 1837年恐慌以後

——ニューヨーク自由銀行制度を中心に——

結言

序 言

K.マルクスはつぎのように述べていた。「ここ〔アメリカ合衆国〕で最初に勃発し、もっとも激しく猛威をふるった1836年の恐慌は、ほとんどたえまなしに1842年までつづき、その結果としてアメリカの信用制度の完全な変革をもたらした。合衆国の商業は、このよりしっかりした基礎のうえに立ちなおった⁽¹⁾。」〔 〕内は引用者。と。ところで、わが国のアメリカ経済史の研究史を繙いてみよう。つぎのような見解がほぼ共有されていることを知ることができる。出航停止令（1807年）、通商禁止法（1809年）、さらに第2対イギリス戦争（1812—14年）を契機として産業革命が起り、その後1840年前後を境にアメリカ経済は資本主義的生産に基礎を置くにいたったとする見解がすなわちそれである⁽²⁾。

マルクスの言っていた1840年代以降の「アメリカの信用制度の完全な変革」とは、同時期を画期とするアメリカ経済の歴史的構造変化を信用次元で指し示したものと解することはできないであろうか。信用制度そのものに即して敷衍すれば、こうである。旧来の信用制度は1837年恐慌——マルクスはそれを1836年恐慌と呼んでいたわけであるが、後論からわかるように、1837年恐慌と呼ぶほうが適切である——に先立つブームに挙げて動員され、それゆえブームの瓦解に伴って結局は自己の歴史的解体を強いられる破目に陥ったのだということ、あるいは同じことであるが、1830年代央ブームにたいする信用制度の係り方はきわめて密で、そのブーム崩壊後には信用制度は自己をまるごと瓦解せざるをえなくなるほどであったということ、こうしたことをマルクスの文言は示唆しているように思われる。本稿はそうしたことの検証を目的とする。

すなわち、本稿はアメリカの1837年恐慌を取り上げる。しかし、すでに示したように、当時期のアメリカ経済を恐慌史研究的視点から照射してみようというのではない。その恐慌をいわばそれ自体として取り出し、その直前のブームをもたらした信用のメカニズムとそのブーム崩落の過程を跡づけ（第1, 2節）、マルクスの指摘していたその後の信用制度の変革について、その一端にも触れる（第3節）ことが課題とされる⁽³⁾。

ところで、われわれがここで以上のような目標を設定するのは、19世紀第2四半期、イギリス資本主義が押し進めたアメリカ市場創出の過程に信用論的立場から関心をもつからにはほかならない。つまり、本稿は、1830年代のイギリス資本主義がその再生産軌道のなかにいかにアメリカ市場（輸出入市場）を包摂したかを信用論的に追究しようとする作業の一環として、アメリカの1837年恐慌を論じるものである。当該期のアメリカの信用制度、そしてそれが造成したブームがいかにイギリスの信用制度（ロンドン金融市場）に強く依存していたか、以下の考察はこれを明らかにすることにもなるはずである。

(1) カール・マルクス「5月から10月まで」『新ライン新聞政治経済評論』1850年11月号、
『マルクス・エンゲルス全集』大月書店、1961年、第7巻、444ページ

(2) 楠井敏郎『アメリカ資本主義と産業革命』弘文堂、1970年、329ページ。本書の序章

は19世紀前半のアメリカ資本主義の構造の理解について諸学説の批判的検討を行っている、その点での日米の経済史学界の研究動向を知ることができる。

- (3) アメリカの1837年恐慌を本格的に取り扱った邦語の研究は、管見の限り、豊川卓二「アメリカ産業革命期の金融恐慌と銀行——1837年恐慌とニューヨーク——」『金融経済』第133号、1972年；高橋克己「アメリカ銀行制度の展開——1830年代から50年代を中心として——」同、第152号、1975年、を除き、皆無である。それぞれ1837年恐慌に論及し、その後のアメリカの信用制度の変革を考察している。また、その後者の論点を扱った研究としては、片山貞雄『ドルの研究——生誕より連邦準備制度まで——』ミネルヴァ書房、1967年、第8章、がある。さらに、宮島宏志郎「アメリカ資本市場史研究ノート(1)——マーチャント・バンカー——」『商学論集』(福島大学)第31巻第4号、1963年；玉置紀夫「1830年代初期の英米貿易とマーチャント・バンカー——マーチャント・バンカー研究(3)——」『金融経済』第137号、1972年；徳永正二郎『為替と信用——国際決済制度の史的展開——』新評論、1976年、第4章第3節、もそれぞれ1830年代アメリカの資本市場、貿易金融制度に有益な分析をなしている。

I 1830年代央のブームと信用のメカニズム

1810-30年、公有地(所有権したがってまた処分権が連邦政府に帰属する土地)売却代り金は土地投機ブームを呈した1818年と翌19年の両年を除いて、年間1-2百万ドルであったが、1830年代とくに33年から増加し始め、34年約500万ドル、35年1,475.7万ドル、36年2,487.7万ドル、37年677.6万ドル、38年373万ドルとなっている。36年のそれはとくに巨額であり、関税収入をはじめ上回るものであった⁽⁴⁾が、37年恐慌の直前いかに土地ブームに沸いたか、これを窺うことができる。

事実、政府は公有地売却を進めるにつき、(1819年恐慌後の)1820年にそれまでの4年間の分割払方式を廃止し⁽⁵⁾、それ以来低価格政策(1エーカー当り1.25ドル)をとっていたために、1830年代央、銀行信用の拡大供与に促されて土地投機が誘発されたのである⁽⁶⁾、すなわち、不完全な記録によることだが、1834-37年の間に東部に102行、南部に72行、西部に18行、計194行の銀行が新設され、その間の発券高増加率も東部で50%、南部で130%、西部で100%にのぼっているのである⁽⁷⁾。銀行準備金の額あるいは構成に法的規制が課されるようになるのは1837年以降のことであり、それ以前ならばどの州でも他行

の銀行券を支払準備金として扱うことができ、それゆえ1行が発券=貸付をふやせばふやすだけ他行では準備金がふえ、その発券=貸付拡大が刺戟されることになったのである⁽⁸⁾。

いうまでもなく、土地投機のためにそのようなメカニズムが実働したことを証明するには、州法銀行の与える信用（州法銀行券）が公有地売却代り金として政府（代理人）に受け取られ、しかもその預託先も同じく州法銀行であったことが確認される必要がある。実際、前出の別稿で論じたように、A. ジャクソン（Andrew Jackson）連邦政府はその1829年3月の成立以降合衆国銀行との対立を深め、その結果1833年末までに政府公金は同行から引き揚げられ、「御用銀行」（pet bank）と呼ばれるようになる州法銀行に預け替えられたのである。それらジャクソンの「御用銀行」は1835年1月で29行、1836年11月で89行にすぎない⁽⁹⁾が、しかし他行もそれらの発行する銀行券を支払準備金として利用することができるわけで、政府預金が銀行預金の大宗を占める、換言すると、銀行預金量の多寡を左右する最大の要因は政府預金の有無であった⁽¹⁰⁾という状況のもと、政府預金の州法銀行への預替政策は一般に州法銀行信用の拡大を刺戟することになるのである。しかも、その刺戟性たるや、1835年と36年、特段のものがあつたといわねばならない⁽¹¹⁾。連邦政府財政は1822年以来24年を除いて36年まで一貫して黒字を続け、ついにその間35年1月には長短いずれの債務からも解放されている⁽¹²⁾からである。他方には投機者による借入需要が喚起されているのである。土地投機のための州法銀行信用はその代り金としての政府預金となって還流し、それがさらにつきの発券信用供与を可能にしたのである⁽¹³⁾。

しかし、そのような銀行信用にはその供給量に地域差があつた。前段で確かめたように、1834-37年、東部、西部および南部の銀行はそれぞれ50%、100%、および130%の増加率で発券高を増加させていたからである。東部も土地投機ブームに浮かされた⁽¹⁴⁾ことがわかるが、西部と南部でそれはとくに著しかったことが窺える。事実、そのとおりののであつた⁽¹⁵⁾。それでは、とくに西部と南部はなぜ土地投機ブームに沸いたのか、つぎにその考察に歩を進めねばならない。

周知のとおり、前段で西部、南部といわれてきた地域は、アメリカ合衆国

東海岸を走るアレゲーニー山脈の西方という点ではいずれも西部地域に属し、一方は北西部、他方は南西部にほかならない。西漸運動 (Westward Movement) の展開舞台であった。西漸運動は前者においては「ニュー・イングランド型のタウン・システムを基礎とした小農社会」の拡大という方向性をもっていたのにたいし、後者の場合には「ニグロ奴隷制による綿作プランテーション社会」を拡大しつつ進んだといわれている⁽¹⁶⁾が、1830年代半、それらがそれぞれ急進展したことに伴って、両地方では土地投機ブームが生起したのである。しかし、当面のわれわれにとって重要なのは、南部におけるそれである。その理由は後論からおのずとわかるはずである。西部における土地投機ブームについては、つぎの3点を指摘しておけばここでは十分であろう。(1817年→) 1825年のエリー運河の完成、フィラデルフィアとピッツバーグ間の鉄道および運河の建設、さらには北西部諸州での運河の開削など、東部と西部を結ぶ交通路の開発事業の目覚ましい発達がその背景にあったということ⁽¹⁷⁾、これが1つ。これは西部農業にたいし東部 (および海外) 市場が大きく開かれ始めたことを含意しているが、のちに触れるように、当時の西部産品にたいする一大消費先は南部なのであった。南部の発展による食料需要の増加は西部への植民の刺戟剤として働く。これが第2点である。西部の土地投機ブームと南部のそれはここで連繫し合う。第3には、西部にはまず自営農民がいたのでなく、むしろまず土地投機業者とその経済的支配力が先行したと一般に言われている⁽¹⁸⁾ということである。

さて、南部の場合、1830年代半にいたって綿花にたいする需要が増加したことが、そこで綿作地域・面積の拡張を刺戟し⁽¹⁹⁾、土地投機を促したのもっとも重要な要因であったと考えられる。まず、当時期、南部原綿にたいする需要の増加が紛れのない事実であったことを確かめておこう。そのニューオーリンズ価格の動向から知ることができる。すなわち、1830-39年、それぞれ9月30日までの1年間 (各年度) における (重量) ポンド当りのそれ (単位はセント) は順次8.9, 8.4, 9.0, 10.0, 11.2, 15.5, 15.2, 13.3, 9.0, 12.4と推移している⁽²⁰⁾。つぎに、その場合、国内綿工業の成長⁽²¹⁾もその背後にあるものの、それよりもイギリス綿工業——その最大の原綿市場はリヴァプール市場であった——による輸入需要が注目されなければならない。というの

は、第1に、たとえば1833年度から38年度までをとってみると、綿花生産量（重量）は375百万ポンドから683百万ポンドに45.1%増加しているが、同期間のその輸出量（同）も304百万ポンドから597百万ポンドへと49.0%の増加を示しており、しかもそのうちイギリス向け輸出は各年度とも70%程度を占めていたからである⁽²²⁾。第2に、イギリスの南部原綿にたいする需要の増加という要素を取り出すと、西部の土地ブームと南部のそれとの間に存在した差異性を認知することが可能となるからである。すなわち、南部の土地ブームは一面で輸出ブームであったという、西部のそれにたいするその特徴をここに浮き上げることができる。

解明のライトはそこに当てられねばならない。南部の土地投機は輸出ブームという側面をもっていたとして、それを演出した信用のメカニズムを探究すること、これがその場合の課題である。

まず、当時の輸出制度について知っておく必要がある。1820年代以来、南部原綿の輸出制度は委託販売人＝ファクター（factor）に依存する委託販売制度をとっていた⁽²³⁾。生産者たるプランター（planter）はニューオーリンズなど南部の港にいるファクターに原綿の販売を委託し、そのファクターはさらに委託荷の輸出をリヴァプールやニューヨークの販売代理商の南部代理人に託すというものである。つまり、原綿はプランター→ファクター→販売代理商（南部代理人）という経路でリヴァプールに直接、またはニューヨークを経由してリヴァプールに送られ、その地での販売が委託されたわけである。

そのような輸出委託制度のもと、まずプランターとファクターの間において、後者が販売にかかる費用一切を立て替えることをはじめとして、信用はつぎのように利用されていた。すなわち、プランターはファクターから現金の前貸を受けることもあったが、通常は4ヵ月の約束手形を振り出し、ファクターに裏書を受けることができた。プランター手形とよばれる、本来委託荷を見返りとすべきこの手形は、地元の銀行で簡単に割り引かれたのである。委託出荷された貨物が実際に売れたのち、プランターはその手形を落すわけである⁽²⁴⁾が、当面する1830年代半のブーム期には、このプランター手形が盛んに利用される。出荷される前の、つまり生育中の、さらにはまだ栽培され

でもない綿花を担保とする「前貸」が、このプランター手形によってなされたのである。プランター手形の融通手形としての利用にほかならない⁽²⁵⁾。最初の手形を決済するために第2、第3の手形が継続して振り出され、それぞれ裏書が受けられるということになっていったのである⁽²⁶⁾。

プランター段階での以上のような受信の拡張機構は、ついでファクター段階でもかれら相互間において同様に展開した。プランター手形の期日が来る——それがたとえ真正手形である場合でも、受託した綿花が売れてしまわないうちに満期日が到来することは避けられなかった——と、ファクターはその支払をするために他のファクター宛に同じく4ヵ月の手形を振り出し、その割引を受けることができたのである⁽²⁷⁾。プランター手形の融通手形としての利用拡大は綿花の生産増加（輸出ブーム）を促し、他方輸入品（イギリス工業製品）にたいする南部での購買力増加に役立ったのであるが、それはファクター段階での融通手形の盛大な利用なしではありえなかったわけである。

しかも、そうしたファクター相互間段階での信用授受の膨張は、その負担をさらに他に転嫁しうること、つまりニューヨークやリヴァプール（ロンドン）から南部に向けての与信を前提としていた。つぎは南部のファクターとニューヨークまたはリヴァプールの販売代理商との間に形成される信用関係が問題である。

ニューヨークやリヴァプールの販売代理商は南部の港に代理人を配している。先述のとおり、かれらとファクターとの間で取引がなされる。前者はかれらが代理をしているニューヨークやリヴァプールの商会宛にニューヨークや通常（リヴァプールではなく）ロンドン払の為替手形を振り出す権利を認められており（オープン勘定制度）、販売委託を受けるべき荷物を引当にそれら商会宛に手形を振り出す。それらニューヨーク為替なりロンドン為替は振出地で地元通貨に転換されうるのである⁽²⁸⁾。それらには南部からニューヨークやイギリスへの送金手段（輸入品にたいする支払手段）としての需要がある⁽²⁹⁾からである。南部から自己宛の為替が回ってくるニューヨークの販売代理商は、改めてリヴァプールの販売代理商宛にロンドン為替を振り出し、その代り金で自己宛の南部振出為替の支払に当てることになる。こうして結局、原綿輸出手形はそれが南部で振り出されたものであれ、ニューヨークで振り

出されたものであれ、ロンドンで引き受けられなければならないのであった。対アメリカ取引を専門にしていたことから「アメリカ商会」と言われていた販売代理商によって委託荷を見返とする支払保証が与えられるのである。引受信用の供与にほかならない。しかも、当該時期、それは後述するように乱脈を極めたのであった。

すなわち、プランター、ついでファクターの段階での信用の膨張はロンドン引受信用の取得を先取る形で進められたのである。換言すると、原綿輸出増加が可能となったのは、究極的にはロンドンの「アメリカ商会」による引受信用の供与が刺戟的になされたからである。そして、そのロンドン引受信用の授与もリヴァプールでの原綿の販売（実現）に先行して行われたのである。それゆえ、リヴァプール原綿市場の市況の悪化はまず引受信用の過大化に現象し、その破綻に伴って現実化するであろう。そして、その引受信用の杜絶は南部原綿産地の信用機構をもっとも激しく破壊するはずである。

さて、原綿輸出額のアメリカの全輸出額に占める比重は、1826-30年49%、1831-35年56%、1836-40年63%で、それだけで全輸入額の3/5を支払うことができたといわれている⁽³⁰⁾。原綿は1830年代輸出品としてはそれほど重要な商品であった。それゆえ、1830年代はたんに原綿輸出ブーム期というよりもむしろ一般に輸出ブーム期といえることができるわけである。しかし、当時、原綿のほかにもう1つ重要な輸出品があった。証券にほかならない。証券の対イギリス輸出ブームに論を進めよう。

のちにやや詳しくみるように、1830-37年度のアメリカの（再輸出を含む）貿易収支は30年度を除いて恒常的に入超で、それは総額14,960万ドルにのぼっていた。しかし、それにもかかわらず、同時期、正貨は31年度に170万ドルの流出超を記録しているだけで、その他の年度はすべて流入超となっている。その差引入超総額は4,470万ドルを示している⁽³¹⁾⁽³²⁾。鉄道株、市および州債など証券の輸出がとくにイギリス向けに進められた⁽³³⁾結果にほかならない⁽³⁴⁾。前述のように連邦財政の黒字が続き、1835年をはじめにはいかなる国債をも完済するにいたるアメリカへの投資は、イギリス人投資家にはほとんどリスクはないと受け止められていたのである⁽³⁵⁾。そして、イギリスからの資本の輸入は1830年代のアメリカ経済の躍進にたいしじつに槓杆の役割を果たす⁽³⁶⁾。

つぎの2つの事実を知るだけでそれは十分に明らかである。すなわち、まず1836年以前に北部での運河と鉄道の建設にはその過半部分が公債に基づき、900万ドル以上が投資されたが、その大部分がイギリス資本であった⁽³⁷⁾。前述のように、エリー運河をはじめとする運河や鉄道の建設は1830年代の北西部における西漸運動の促進因であった。

また、1830年代原綿輸出ブームを刺戟した南部諸州の銀行は、その資本のほとんどを直接間接イギリスから導入して設立されている⁽³⁸⁾。1例として1832年のルイジアナ・ユニオン銀行 (Union Bank of Louisiana) 成立の場合をあげることができる。つぎのとおりである。それはプランターたちが800万ドル相当の土地抵当証書による株式払込をする形で成立した、資本金700万ドルの州法銀行であった。州当局はその800万ドルの抵当証書を担保に州債700万ドルを発行し、それを銀行に譲渡したのである。その州債代り金が資本金を構成し、プランター (株主) にたいする (その持分の半分までの) 授信の支払準備金となったわけである⁽³⁹⁾が、そのルイジアナ州債700万ドルのうちニューヨークのプライム・ワード・キング商会 (Prime, Ward, King & Co.) が180万ドルを買い取ったものの、370万ドルはベアリング商会が買い受け、残りの150万ドルについてもベアリングがその販売の委託を受けたのであった⁽⁴⁰⁾。

じつは当面のわれわれにとって重要なのは、そうした証券の輸出にも「アメリカ商会」によるロンドンでの引受信用の成立が伴ったということである。綿花の輸出委託にたいしてロンドン引受信用が刺戟的に与えられていたことは先述した。委託荷価値が実現する (ロンドン残高の形成) 以前にそれを引当に支払保証が付与されていたのである。証券の輸出についても、その点、じつはつぎのとおり同じなのであった。

とりわけ1836年春以降、ロンドン証券市場は企業設立ブームに乗り、銀行株、鉄道株を中心に活況を呈していた⁽⁴¹⁾。そのような状況のもと、前出のベアリング商会およびブラウン商会のほか、リサーズィ商会 (Lizardi & Co.), ウィルソン商会 (Wilson & Co.), ワイルズ商会 (Wilds & Co.), ウィギン商会 (Wiggin & Co.) およびモリソン・クライダー商会 (Morrison, Cryder & Co.) によって代表される「アメリカ商会」の多くは、そのアメリカ代理人がアメリカ証券の売却 (→ロンドン残高の形成) に先行してロン

ドン宛に為替を振り出すことを許したのである⁽⁴²⁾。さきに簡単に触れたように、当時期は恒常的な入超期でもあり、そのようなスターリング為替には対イギリス送金手段として強い需要があったのである。それが買手（輸入者）によってロンドンに送られ、そしてそこで引き受けられて引受信用が成立する。つまり、当時期の入超は対イギリス証券の輸出とそれを引当にした引受信用によって賄われていたことがわかる。そして、そうした信用の供与においてもっとも突出していたのが、のちに明らかにするように、ワイルズ、ウィルソンおよびウィギンのいわゆる3Wであった⁽⁴³⁾。後述するオープン・クレジット（無担保信用）制度のもとで放漫な信用政策をとった3Wに代表される「アメリカ商会」においては、以上みてきたように原綿委託荷の取扱のほか証券業務の拡大が図られ、その結果引受債務が累積することにならざるをえないであろう。

ところで、イギリスでは1834年から好況過程に入っていたが、それはアメリカへの工業製品の輸出増加によるところ大であったといわれている⁽⁴⁴⁾。じつは、その1830年代央イギリス工業製品のためのアメリカ市場の拡張は、「アメリカ商会」による引受信用の肥大的供給によって達成されたのであった。換言すると、当時期の「アメリカ商会」の信用政策は上述のようにアメリカを輸出ブームに沸かしめただけでなく、他方輸入ブームにも巻き込んだのである。すでにある程度論及されたことであるが、叙述のつぎの照準は、「アメリカ商会」はアメリカ向けにどのように輸入信用を供与したのか、そのメカニズムの究明に定めねばならない。

そのためには、まず問題の時期が事実輸入ブーム期であったことを確認しておくことが必要である。輸入先としては断然イギリスの占める比重が高かった（1826-30年38%、1831-35年41%、1836-40年39%）⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾ので、イギリスからの輸入額を取り上げてみると、それはすなわちつぎのとおり歴然としている。1833年758万ポンド、1834年684.5万ポンド、1835年1,056.8万ポンド、1836年1,242.6万ポンド、1837年469.5万ポンドである⁽⁴⁷⁾。1834年以後のイギリスの好況に対アメリカ輸出が大きい役割を果たしたことはさきに指摘されていたが、1835、36年のアメリカの対イギリス輸入額の顕著な増加にそれは証明されている。さて、アメリカの1830年代央が輸入ブーム期であったことを

裏付けるもう1つの証拠は、1830—37年度の間、さきに指摘したとおり1830年度を除いて恒常的に入超が続くなか、35年度と36年度にとくに大きい入超額が発生している事実求められる。すなわち、前述したようなジャクソン政府預金の合衆国銀行からの引掛け措置に伴って景気後退に見舞われた1834年度には、前年度の1,350万ドルから630万ドルに減少したものの、1835年度2,150万ドル、そして翌年度には5,220万ドルの入超を記録し、その間の入超額は累計で149.6百万ドルに達している⁽⁴⁸⁾。

1830年代中期が輸入ブーム期であったことは、以上で明白となった。それでは、以上のような輸入ブームは信用論的にはどのように造成されたのか、「アメリカ商会」がアメリカにたいし展開した輸入信用供与メカニズムの考察に取り掛かることにしよう。

イギリスの「アメリカ商会」はそのアメリカ代理人を通じて、イギリス工業製品を輸入しようとするアメリカ人輸入商に商業信用状を与え、そのアメリカ人輸入商のイギリス代理人が輸入のためにかれらのロンドンにある本店宛に通常4ヵ月の手形を振り出すことを認めていた。それが呈示されたら、引き受けていたのである。そのさいに「アメリカ商会」がきわめて寛大な態度をとったことが、のちに指摘するようにアメリカ人輸入商の歴史的生成を刺戟することになったわけである。そして、そのような「アメリカ商会」の側でのルーズな信用供与態度、他方新興の輸入商としてはその信用に頼らねばならないという事情、それら両者相俟ってつぎのような手形制度の利用を結果するのであった。すなわち、輸入商は1つの「アメリカ商会」宛の為替手形を決済するために別の「商会」宛の手形を振り出し、その引受を受けることができたのである。「アメリカ商会」のアメリカ代理人は商業信用状発行に際しては一定割合の輸入保証金を預り、さらに船積書類を担保にとって——これは、船積書類は輸入荷の積込地から直接輸入商宛にではなく、信用状発行者たる「アメリカ商会」のアメリカ代理人に送付されてくることを意味する——授信残額にたいする保証とするという仕方がとられたならば、起りえなかったことである。しかし、ブームに乗った「アメリカ商会」相互間の競争は、かれらをして直接アメリカの輸入商に船積書類を受け取らしめることを許すよう働いたのである⁽⁴⁹⁾。前述のように、輸出(原綿、証券)にたいし

制約的に引受信用を与えてきた「アメリカ商会」のもとには、こうして輸入についても引受信用が累積していたことになる。

以上の考察は他面でそれまでのアメリカの対イギリス輸入制度に変化が生じていることを明らかにしている。ここでしばらく歩を止め、以下その点について一考をなしておく。

イギリスからの輸入においては1825年恐慌以後決定的に、その輸出代理商がアメリカの荷揚港（ニューヨーク）に代理人を置き、競売制度を利用して、その荷を迅速に売り捌くという委託販売制度がとられるようになっていた⁽⁵⁰⁾。イギリス工業製品の輸出委託制度が、そしてまたアメリカの荷揚港において競売制度が堅固に存続するかぎり、アメリカ人輸入商なる商人範疇が成熟しうる余地はないわけであった。しかし、1830年代央の「アメリカ商会」による引受信用の膨張的供与に導びかれた輸入ブームは、そのアメリカ人輸入商の登場を促し、対イギリス輸入過程にアメリカ人商人を直接参入させつつ展開されたのである。1838年、つぎのように評されたという。「合衆国に輸入されたイギリス工業製品の大部分は、ここ数年イングランドに在住するアメリカ人輸入商の代理人によって製造業者から買入れられた⁽⁵¹⁾。」と。（イギリスの委託輸出制度に依拠した）輸入荷揚港における競売制度の展開にブレーキがかかり出したことを示唆するものと取ることができる。しかし、アメリカ人輸入商の台頭したがってまた競売制度の存在意義の低下としてここで歴史的に評価しようとする場合には、ブーム消滅（1837年恐慌）後に関心を寄せることが重要である。ロンドンでの引受信用の収縮は旧来の輸入制度への回帰を結果するかもしれないからである。しかし、I.コウインによれば、1837年恐慌およびその後1839-43年の不況ののちも、輸入品の配給上競売制度への依存度が高まることはなかったのである⁽⁵²⁾。1830年央の輸入ブームを契機にした輸入商範疇の歴史的成立、競売制度の歴史的意義の相対的低下を規定することができるであろう⁽⁵³⁾。

さて、論をもとに戻す。「アメリカ商会」は新生の輸入商にたいし進んで信用を与えたのである。その結果、かれらのもとには引受債務が累積したのであった。続いて、その決済可能性を問うべきである。それはいうまでもなくアメリカの国民的購買力にかかっているわけで、その内実を明かすことが課

題となる。

アメリカ人輸入商のイギリス代理人から発送され、ニューヨーク港に到来する輸入品は、輸入商→ジョッパー (jobber) →小売商人というルートを経て、消費者のもとに届いた⁽⁵⁴⁾。その間、信用関係はつぎのように形成された。すなわち、輸入商は長期の信用——それは19世紀前半の終りごろでも6-8ヵ月に及んだ——でジョッパーに売り、後者はまた同じ条件で南部、西部地方の商人に売った。それぞれ約束手形が利用され、輸入商はジョッパーの、またジョッパーは地方商人の裏書を受け、直接にまたは手形ブローカーの仲介を得て⁽⁵⁵⁾、銀行で割引を受けることができたのである。そして、地方商人は綿花生産者 (南部プランター) や食料品生産者 (西部農民) に8ヵ月、12ヵ月および18ヵ月というより長期の信用で売ったのである⁽⁵⁶⁾。そこではどのような信用形式 (約束手形、帳簿信用) が利用されたのか、詳らかにしえないが、とにかくつぎのあるいはそれ以上先の収穫期まで支払は猶予されたわけである。また、南部の場合、綿花生産者に輸入品を掛売りする商人は、(原綿を取り扱う小売商を含めて) ファクター (コットン・ファクター) であることが多く、しかも後者は前者にたいしては輸入品に限らず、一般に日用品の供給者であった⁽⁵⁷⁾こと、付記しておかなければならない。結論はこうなる。

すなわち、イギリス工業製品にたいする最終購買力は原綿の売行き (南部)、畜産物を含む農作物の作柄 (西部) に左右されたと考えることができる、と。しかし、注意しなければならないのは、それら両要因はけっして相互自立的ではなかったということである。南部はこの当時も依然として、西部産品の一大消費市場を形成していたからである。1830年代、運河に代表される運輸手段の発達で、西部の産物にたいし東部市場 (さらに海外——西インドのみならずヨーロッパ——市場) を開放する過程はすでに進行中ではあった⁽⁵⁸⁾が、商品流通構造の変革が歴史的に認められるには、まだ1840年代、さらには50年代が俟たねばならなかった⁽⁵⁹⁾。つまり、1830年代半としては、イギリスからの輸入にたいする国民的購買力は南部原綿の作況とその輸出状況にその一切がかかっていたわけである。

以上の考察から知られたように、1830年代半に輸出ブーム、そしてそれを上回る規模での輸入ブーム (入超構造) が展開されたのは、イギリスで「ア

メリカ商会」による引受信用——それはのちにわかるように地方銀行（株式発券銀行）信用，さらにイングランド銀行信用つまりイギリス銀行制度による銀行信用に連らなっていく——の供与が肥大的に進められたからである。しかし，当時期，ロンドンにおける引受信用の膨張はアメリカの銀行制度の次元では政府預金の累積およびそれに刺戟された銀行信用の拡大に反映されたと考えることができる。それゆえ，ロンドン引受信用の拡大は土地投機ブームをも含めた全ブーム発生の槓杆とされなければならないのである。しかし，それにはいずれ限界が訪れる。

- (4) Davis R. Dewey, *Financial History of the United States*, New York, 1911, pp.168, 217, 246. (以下，本書は *Financial History* と略記。) 如上のデューイの掲げる公有地売却代り金の数値は，B. ハモンドにも引用されている〔Bray Hammond, *Banks and Politics in America from the Revolution to the Civil War*, 1st Princeton paperback pr., Princeton, N. J., 1967, p.451. (以下，本書は *Banks and Politics* と略記。)] が，W. G. サムナーのあげているのはそれらとはやや異なる。〔cf. William G. Sumner. *A History of Banking in the United States* (Sumner and others (eds.), *A History of Banking in All the Leading Nations*, vol.I), New York, 1896, rep. 1971, p.261. (以下，本書は *Banking in the US* と略記。)]

また，つぎの点も断っておく。以上に掲げた年次は9月30日までのそれぞれ1年間(年度)を指していると思われるが，デューイはそれには触れていない。以下で取り上げる統計資料についても同様に考えられるものがあるが，年度と判明した場合に限りその旨明記する。

- (5) 4年間の分割払方式のときも，銀行信用の拡大に刺戟されて，1818年，土地投機が生じている。(Walter B. Smith and Arthur H. Cole. *Fluctuations in American Business, 1790 - 1860*, Cambridge, Mass., 1935, p.29.) このときの銀行信用の拡大とは別稿(「第2合衆国銀行と外国為替取引」『金沢大学経済学部論集』第9巻第2号，1989年3月)で述べたように，成立初期第2合衆国銀行の放漫な信用供与およびそれに依拠した南部および西部の州法銀行の信用拡大を指す。
- (6) Dewey, *Financial History*, pp.216 - 217; Smith and Cole, *op. cit.*, p.53.
- (7) John J. Knox, *A History of Banking in the United States*, re-issued, New York, 1903 (1st ed. 1900), rep. 1969, p.82.
- (8) Charles A. Conant, *A History of Modern Banks of Issue*, 6th ed., New York, 1927, (1st ed. 1896) rep. 1969, p.625; Hammond, *Banks and Politics*, pp.452 - 453.
- (9) Dewey, *Financial History*, pp.209 - 210.
- (10) Hammond, *Banks and Politics*, p.82.

- (11) Conant, *op. cit.*, p.626.
- (12) Dewey, *Financial History*, pp.168, 169, 219, 246. 事実, 1836年, 政府の「御用銀行」預金は4,100万ドルに上っている。(Conant, *op. cit.*, p.626.) 「御用銀行」の資本金の総額(4,640万ドル)をすこし下回る程度, 民間預金(1,600万ドル)の約2.6倍に達する額であった。(Sumner, *Banking in the US*, p.262.) なお, デューイによると, 1836年11月1日現在, 政府の「御用銀行」預金残高は4,938万ドルである。(Dewey, *Financial History*, p.210.)
- (13) Reginald C. McGrane, *The Panic of 1837, Some Financial Problems of the Jacksonian Era*, Chicago. 1924, p.44; Smith and Cole, *op. cit.*, pp.40-41.
- (14) McGrane, *op. cit.*, pp.45, 48.
- (15) Douglass C. North, *The Economic Growth of the United States, 1790-1860*, Englewood Cliffs, N. J., 1961, pp.124, 137, Charts I-X, I-XI.
- (16) 中西弘次「西漸運動」鈴木圭介(編)『アメリカ経済史』東京大学出版会, 1972年, (第2章第2節1,) 161ページ。
- (17) Dewey, *Financial History*, pp.224-225; Smith and Cole, *op. cit.*, p.54.
- (18) ルイス・M・ハッカー『資本主義の勝利 下』(中屋健一・三浦進訳) 東大出版会, 1953年, 17ページ; 田島忠児「アメリカ西部における土地投機の歴史的意義」, 青山経済論集 第11巻第2・3合併号, 1959年, 232ページ。なお, 中村勝己「アメリカの土地投機に関する一研究——Holland Companyの場合——」『三田学会雑誌』第50巻第1号, 1957年, はニューヨーク西部の土地投機について論じたものであるが, 土地取引にいかに関与業者が介入したかを知るうえで参考になる。
- (19) 1833-40年, アメリカの綿花生産増加のほとんどすべては, 「低南部」の新しい5つの州(アラバマ, ミシシッピ, ルイジアナ, アーカンソーおよびフロリダ)での生産によるものであった。(M. B. Hammond, *The Cotton Industry, An Essay in American Economic History*, New York, 1897, rep. 1966, p.72.)
- (20) Peter Temin, *The Jacksonian Economy*, New York, 1969, p.103, Table 3. 6. ニューヨーク価格, リヴァプール価格も同様の趨勢を示している。(Stuart Bruchey (ed.), *Cotton and the Growth of the American Economy, 1790-1860, Sources and Readings*, New York, 1967, pp.16-17.)
- (21) 1831-40年の間に経営数は795から1,240, 棉花消費量(重量)は7,780万ポンドから11,310万ポンド, 紡績数は120万から230万, 生産高は3,200万ドルから4,640万ドル, 労働者数は62,177人から72,119人へと, それぞれ増加している。(Melvin T. Copeland, *The Cotton Manufacturing Industry of the United States*, Cambridge Mass., 1917, pp.6, 11.)
- (22) Bruchey (ed.), *op. cit.*, pp.16-17. ただし, テミンらの掲げる数値とは, 若干だが, 齟齬がある。(cf. Temin, *op. cit.*, p.103, Table 3. 6; Brian R. Mitchell and Phyllis Dean, *Abstract of British Historical Statistics*. Cambridge, 1962, p.180.)
- (23) Harold D. Woodman, *King Cotton and His Retainers, Financing and Marketing*

- the Cotton Crop of the South, 1800 - 1925*, Lexington, Ky., 1968, p.13; Bruchey (ed.), p.227. ところで、ファクターと後出の販売代理商 (commission merchant) の用語法についてであるが、たんに慣習・慣例上のことにすぎず、法律上も区別されずに使われていたといわれている。(Norman S. Buck, *The Development of the Organization of Anglo-American Trade, 1800 - 1850*, New York, 1925, p.6; Ralph W. Haskins, "Planter and Cotton Factor in the Old South: Some Areas of Friction", *Agricultural History*, vol.XXIX, 1955, p.1, n.3; Woodman, *op. cit.*, p.13, n.16.)
- (24) つまり、ファクターにとっては委託荷がプランター手形裏書の見返りとされるわけであるが、しかしかれらに委託荷にたいする先取特権が正式に認められるのは、1840年以後のことである。(Woodman, *op. cit.*, p.62.)
- (25) Woodman, *op. cit.*, pp.34 - 42, 114 - 117; George D. Green, *Finance and Economic Development in the Old South, Louisiana Banking, 1804 - 1861*, Stanford, Cal., 1972, p.75.
- (26) cf. Fritz Redlich, *The Molding of American Banking, Men and Ideas*, part I, 1781 - 1840, 2nd ed., New York, 1951, rep. 1968, pp.11, 44.
- (27) Green, *op. cit.*, p.75.
- (28) Woodman, *op. cit.*, p.120; Bruchey (ed.), *op. cit.*, p.226; John R. Killick, "The Cotton Operations of Alexander Brown and Sons in the Deep South, 1820 - 1860", *Journal of Southern History*, vol.XLIII, no.2, 1977, p.185; Thomas P. Govan, "Banking and the Credit System in Georgia, 1810 - 1860", *Journal of Southern History*, vol.IV, 1938, p.179.
- (29) 念のために一言しておく。ここでは南部の東部向け取引としては原綿の輸出に問題を限定しているために、それとは逆方向の東部の南部向け取引も、輸入品のそれに限定して立論されている。周知のとおり、東部産工業製品も南部 (および西部) に重要な市場を求めていたのであり、(Guy S. Callender, "The Early Transportation and Banking Enterprises of the States in Relation to the Growth of Corporations", *Quarterly Journal of Economics*, vol.XVII, 1903, p.129; Emory R. Johnson, *History of Domestic and Foreign Commerce of the United States*, vol.I, Washington, D. C., 1915, pp.338 - 341; Louis B. Schmidt, "Internal Commerce and the Development of National Economy before 1860", *Journal for Political Economy*, vol.XLVII, no.6, 1939, pp.800, 806 - 807.) そのための東部向け支払手段にたいする南部における需要を見落しているわけではない。
- (30) George R. Taylor, *The Transportation Revolution, 1815 - 1860*, New York, 1964, pp.186, 451; cf. North, *op. cit.*, p.76, Chart I - VIII.
- (31) Sumner, *A History of American Currency, with Chapters on the English Bank Restriction and Austrian Paper Money*, 1874, rep. New York, 1968, p.134. (以下、本書は *American Currency* と略記。) なお、後出の注 (48) を参照。
- (32) 後述するように、1836年、金準備高を激減させたイングランド銀行は、対アメリカ信

- 用供与の急増がその原因であると受け止めたのであるが、しかしそれは事実に反する、とテミンは言っている。たとえば、1835年8月-36年9月の1年間に700万ドルの正貨が輸入されているが、その多くはフランスからの輸入であった、と。(Temin, *op. cit.*, p.137; cf. Walter B. Smith, *Economic Aspect of the Second Bank of the United States*, Cambridge, Mass., 1953, rep. New York, 1969, p.186.)
- (33) John H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain, The Early Railway Age. 1820 - 1850*, 2nd ed., Cambridge, 1930, rep. 1950, p.493.
- (34) Ralph W. Hidy, *The House of Baring in American Trade and Finance, English Merchant Bankers at Work, 1763 - 1861*, Cambridge, Mass., 1949, rep. New York, 1970, p.182 (以下、本書は *Baring* と略記); Dewey, *Financial History*, p.226.
- (35) Callender, *loc. cit.*, pp.142 - 143; Conant, *op. cit.*, p.624; William O. Scroggs, *A Century of Banking Progress*, New York, 1924, p.75.
- (36) エリ・ア・メンデリソン『恐慌の理論と歴史』(飯田晋一・平箱利雄・山本正美・平田重明訳) 第2分冊, 青木書店, 1960年, 192-193ページ; Leland H. Jenks, *The Migration of British Capital to 1875*, London, 1927, rep. 1963, p.73.
- (37) Jenks, *op. cit.*, p.75.
- (38) *ibid.*, p.76.
- (39) プランテーション銀行 (plantation bank) とか不動産銀行 (property bank) と いわれる銀行にほかならない。この方式は1827年に特許されたニューオーリンズのルイジアナ・プランター連合会社 (Consolidated Assoc. of the Planters of Louisiana) を嚆矢とし、ユニオン銀行で2つ目である。(Green, *op. cit.*, pp.21, 25.) 以後他の南部諸州でも採用される (Redlich, *op. cit.*, part I, p.207; Woodman, *op. cit.*, p.99.) が、しかしルイジアナでは1837年恐慌とその後1841-42年の中間恐慌 (メンデリソン, 前掲訳書, 第2分冊, 228-229ページ) にいたる過程でこのプランテーション銀行=不動産銀行の考えは葬られる。(Green, *op. cit.*, p.67.) 後述するように、1842年、自由銀行法が制定されるのである。
- (40) R. W. Hidy, *Baring*, pp.110 - 111; do., "The Union Bank of Louisiana Loan, 1832, A Case Study in Marketing", *Journal of Political Economy*, vol.XLVII, no.2, 1939, pp.236 - 237.
- (41) Thomas Tooke, *A History of Prices. and of the State of the Circulation, from 1793 to 1837*, vol.II, London, 1838. rep. New York, 1972, pp.274 - 276 (『物価史』第2巻, 藤塚知義訳, 金融経済研究所, 1979年, 253-255ページ); メンデリソン, 前掲訳書, 第2分冊, 200-201ページ。
- (42) J. Horsley Palmer, *The Causes and Consequences of the Pressure upon the Money Market: with a Statement of the Action of the Bank of England from the 1st October 1833 to the 27th December 1836*, London, 1837, pp.29 - 33, quoted in, Tooke, *op. cit.*, vol.II, pp.285 - 286. (前掲訳書, 第2巻, 264ページ。)
- (43) R. W. Hidy, *Baring*, p.195.

- (44) メンテリソン, 前掲訳書, 第2分冊, 189, 191-192ページ; R. C. O. Matthews, *A Study in Trade-Cycle History, Economic Fluctuations in Great Britain*, Cambridge, Mass., 1954, pp.43-44.
- (45) Taylor, *op. cit.*, p.450.
- (46) 前述のように, アメリカの輸出額に占める原綿輸出額の割合はほぼ過半に達するものであり, しかも重量的にみてその7割程度がイギリス向けであった。そうした事実からもわかるように, アメリカ輸出高の国別構成比に占めるイギリスの割合も, 輸入の場合と同じように高い。1826-30年41%, 1831-35年48%, 1836-40年52%という具合である。(Taylor, *op. cit.*, p.452.)
- (47) George R. Porter, *The Progress of the Nations in Its Various Social and Economic Relations from the Beginning of the Nineteenth Century*, (1st ed., 1836,) ed. by F. W. Hirst, London, 1912, rep. Yew York, 1970, p.480.
- (48) Sumner, *American Currency*, p.134. 以上, 立論の都合上, G.W.サムナーの掲げる数字に依拠したが, 当時期の詳しい貿易収支状況については, Taylor, *op. cit.*, App. A, pp.444-445, Table'4, を参照。それによると, サムナーの示している商品輸出入額は, 万単位以下が切り捨てられている。さらに, つぎの点にも注意。同時期の輸出入額は, North, *op. cit.*, App. I, pp.233, 234, Tables A-VIII, C-VIII, にも示されている (cf. *ibid.*, p.84, Chart VII-VIII.) が, そこでは1832年以降の輸入額がG. R. テイラーの掲げているものよりも, 若干だが, 大きい。入超幅はそれだけ大きくなる。
- (49) Buck, *op. cit.*, pp.155-156.
- (50) 宮田美智也「産業革命期イギリス工業製品の対アメリカ輸出の構造——その市場構造と信用構造——」『金沢大学経済学部論集』第8巻第1号, 1987年, 19ページ。
- (51) quoted in, Buck, *op. cit.*, p.154. キャリンダーによると, 同様の指摘はつぎの文献でも認められるという。Edinburgh Review, no.132, p.229; Bankers' Magazine, London, vol.XIV, p.601; R. B. Curtis in North American Review, vol.LVIII, p.112; President's Message to Congress, Dec.1839. (Callender, *loc. cit.*, p.145.)
- (52) Ira Cohen, "The Auction System in the Port of New York, 1817-1837", *Business History Review*, vol.XLV, no.4, 1971, p.510. 1839-43年の不況と言われているが, これは1843年ではなく, 42年を終期とするほうが正しい。
- (53) ニューヨーク市で転売による売上高が最高だったのは1827年, そしてその額は2,400万ドルであったのにたいし, 1851年の同じく転売による売上額はその前半の半年間で依然1,580万ドルに上っている (Fred M. Jones, *Middlemen in the Domestic Trade of the United States, 1800-1860*, Illinois Studies in the Social Sciences, vol.XXI, no.3, Urbana, Ill., 1937, pp.34, 40.) が, しかしそれはその間における新しい記給制度=卸売制度の発展, 転売制度の相対的停滞を証拠づけるものとしてすることができる。
- (54) Jones, *op. cit.*, p.35.
- (55) Muriel Hidy, "The Capital Markets", in Harold F. Williamson (ed.), *The*

Growth of the American Economy, 2nd ed., New York, 1951, p.274. 高哲男「アメリカにおける『商業手形市場』の発展, 1800-1914 (I)」『政経論叢』(広島大学) 第26巻第3号, 1976年, 参照。

- (56) Hunt's *Merchant's Magazine*, vol.X, pp.76 - 77, quoted in, Margaret G. Myers, *The New York Money Market*, New York, 1931, rep. 1971, p.65; Buck, *op. cit.*, p.160; cf. Sumner, *Banking in the US*, p.270.
- (57) Woodman, *op. cit.*, Chaps.3, 7; Robert G. Albion, *The Rise of New York, (1815 - 1860)*, New York, 1939, pp.112 - 113.
- (58) Johnson, *op. cit.*, vol.I, pp.230 - 231.
- (59) North, *op. cit.*, pp.140, 141, 181; Schmidt, *loc. cit.*, pp.812, 821; 中西「『国内市場』の形成」鈴木(著), 前掲書, 278-279ページ。

II 1837年恐慌の発生

1836年央, イングランド銀行では準備金が減少し出し——その4月780万ポンド余の準備金は9月末までに約550万ポンドにまで減少している——, 他方「アメリカ商会」引受手形の保有量がふえていることが明らかとなった⁽⁶⁰⁾。そこで同行は7月に割引率を1827年以來の4%から4.5%に, それからさらに8月には5%へ引上げるとともに, とくに春以降ブーム時に設立され, 「正常な分別の域をはるかに超えて」業容を展開していた地方株式銀行⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾にたいしその裏書手形をすべて拒絶するだけでなく, 「アメリカ商会」引受手形についてもその大部分の割引を拒むという策に出る⁽⁶³⁾。

株式発券銀行は個人銀行とは異なって, 割引だけでなく再割引にも積極的で, また「借入需要者にたいし, それらが支払で受け取る手形の再発行を行なって」いた⁽⁶⁴⁾が, その結果, 1836年夏, それらの手を経た「アメリカ商会」引受手形がイングランド銀行に大量持ち込まれていたことが明るみに出たわけである。まず, イングランドおよびウェールズについて1836年前半における株式銀行の設立数をみておく。1月1行, 2月1行, 3月2行, 4月2行, 5月12行, 6月9行, 7月6行である⁽⁶⁵⁾。つぎに, 地方株式銀行の急増が「アメリカ商会」引受手形の膨張に連なっていったという点について。それは下院の「発券銀行に関する特別委員会」(1840年5月)におけるJ. H. パーマー

(John H. Palmer) の証言から確認できる。パーマーは、1836年央「当時、イングランドで進行した株式銀行制度の拡大化」が、「アメリカ商会」引受手形の増加をもたらした、と指摘している⁽⁶⁶⁾。

それでは、この時期、株式発券銀行の設立が促され、それらが放漫な割引業務を行なうのを助長した原因はなにであったのか。市場金利の低下に示されている⁽⁶⁷⁾ように、1830年代に入って金融緩和状況が続いた結果、当該期、地方割引手形はロンドンできわめて容易に(再)割引を受けることができるようになったからである。1836年7月、下院の「株式銀行に関する特別委員会」ではつぎのような質疑応答がなされている。証言者は手形仲買人のS. ガーニー (Samuel Gurney) である。すなわち、「第2552号。現在貨幣市場では非常に大量の割引取引がみられますか。——相当な量です。第2553号。過去1年半のうちの時期と比べて、その量は同じですか、より大きいですか、それとも小さいですか。——この2ヵ月以内ほどそれが大きかったことはかつてなかったと思います。」「第2569号。地方から送られてくる手形から成る手形の割引業務がごく短期間にきわめて拡大した、とあなたは言われました。——はなはだ拡大いたしました。第2570号。その際立った増大はその多くが株式銀行の代理店によるものですか。——たしかに⁽⁶⁸⁾。」

さて、1836年8月、イングランド銀行は上述のような引締め措置をとった。それはロンドンにおいてのことであったが、リヴァプール支店でもとられるようただちに指示され、そこでもある商会宛にアメリカから振り出された手形の取扱は拒否されるようになる⁽⁶⁹⁾。それでは、その場合のある商会とはどこを指したのか。ウィギン、ワイルズおよびウィルソンの3商会いわゆる3Wが含まれていたことは間違いない。1836年7月段階でみると、「アメリカ商会」のうちイングランド銀行にもっとも多くその引受手形が持ち込まれていた商会はウィギン商会であり(384.7千ポンド)、また同行に保有されたウィルソン商会とワイルズ商会の引受手形もモリソン・クライダー商会やリサーズィー商会のそれよりもはるかに多く、しかもより有力な商会であるブラウン商会やベアリング商会のものとそれほど変らない額(25万ポンド以上)にのぼっていたといわれている⁽⁷⁰⁾からである。しかも、イングランド銀行が引締めの態度を明確にした1836年8月の時点において、きわめて満足すべき流

動性を保ちえていた「アメリカ商会」はベアリングだけであった。同商会は他の商会がアメリカ業務の拡大に突進するなか、前述した1832年のユニオン銀行設立に伴うルイジアナ州債発行業務が結果的に重い負担となった経緯もあり、(同年末以降抑制に転じていた)それを積極化させることはなかったのである⁽⁷¹⁾。ベアリング以外の「アメリカ商会」には信用硬塞の影響を免れることはできなかったわけである。9月2日の *Circular to Bankers* 誌には、それらの「アメリカ商会」はかれら宛に振り出された為替の引受を一部拒否し、それをアメリカに送り返したと報じられている⁽⁷²⁾。

イングランド銀行が引締めへ転じ始めたその頃、アメリカでは銀行信用制度に政策(政治)的に逼塞状態が作り出される。すなわち、まず、のちに正貨支払令(Specie Circular)として知られる財務長官の布告が7月11日に発せられる⁽⁷³⁾。ジャクソン政府は、公有地売却代り金は銀行券をもって受け取られてはならない旨、その政府代理人に発令したのである。8月15日から実施された。ただし、その地に真実居住する開拓者によって購買される、320エーカーを越えない土地の場合には、12月16日以後適用された。これはたしかに「公有地購入上の詐欺、投機および独占、さらにこれらの目的を達成するために過大な銀行信用によって与えられるといわれる助け」を阻止することを目的としていたが、しかしそれは表向きのことにはすぎなかった。じつは、すでに論じたことがある⁽⁷⁴⁾ように、1832年7月、連邦銀行としての合衆国銀行にたいするその特許状更新の拒否に始まる、ジャクソン政府の銀行券制度排撃政策の発動にほかならないのであった。その点では、同政府は銀行券に代えて金貨の流通を図るべく、1834年8月に金銀比価に変更を加える立法措置をとって以来、つぎのような政策を積み重ねてきていたのである。1835年4月、財務省が対政府支払を5ドル以下の銀行券をもってすることを禁じたのをはじめとして、翌36年2月にはその制限は10ドル以下に拡張されるとともに、そのような銀行券を発行する銀行は財政機関に指定されないであろうとされていたのであり、また同4月には法令をもって連邦政府はいかなる額の銀行券であれ、要求払される銀行券でなければ銀行券で支払ってはならないと決めていたのである⁽⁷⁵⁾。そのような意味で、正貨支払令はジャクソン硬貨主義のクライマックスなのであった。土地取引ブームは上述のように州

法銀行信用（発券業務）に支えられていたから、ここにそれも激しく水を差されるわけである。1836年の四半期ごとの公有地売却高は順次605万ドル、842万ドル、586万ドル、483万ドルと推移している⁽⁷⁶⁾。事実には、それは証明されている。土地ブームに乗って、信用を拡大してきた銀行には、1836年第3四半期以降、兌換要求が集中してその経営が脅かされ⁽⁷⁷⁾、また国民的な商品流通の規定する支払の方向は、一般に西部や南部から東部に向うものであった（西部は年間を通じて、また南部も綿花の出荷の止まる春から夏までの半年間は確実に東部にたいし支払超過の関係にあった）にもかかわらず、正貨は東部から公有地売却の行われる西部や南部に向うことになるであろう⁽⁷⁸⁾⁽⁷⁹⁾。

しかも、その同じジャクソン政府は正貨支払令の布告に先立つ6月23日、「政府公金の預託を規制する法律⁽⁸⁰⁾」の制定を行っていた。連邦政府は前述のようにその前年1月以来一切の債務を返済し、以後公有地売却代り金（←土地ブーム）と関税収入（←輸出入ブーム）を源泉として財政余剰金を積み増してきたが、そのうち500万ドルを越えた分を預託という名目で、各州にたいしその選出議員（上下両院）数に応じて1837年1月、4月、7月および10月の4回に分けて分配することを決めたのである。その実行はたしかに翌年1月およびそれ以後のことであったが、しかし政府預金を預っているジャクソンの「御用銀行」には、それまでに正貨あるいは余剰金の分配のなされる地方宛の為替を十分に保有しておかなければならなかった⁽⁸¹⁾。それらは前述のように土地投機向け信用に深くかかわっていて、それを欠いていたのである。財政余剰金の分配の実施自体が政府預金（正貨）の州間移動を伴うことはいうまでもないが、しかしその前にすでにそれは起らざるをえなかったわけである。1836年後半には正貨支払令の影響による州法銀行間の正貨移動に加え、「公金預託法」の実施に備えての正貨の州法銀行間移動が生じたのである。まさに、「正貨が南から北へ、北から南へ、また東から西へ、西から東へと同じ川を同時に、上り下りしつつあった」という状況が現出し⁽⁸²⁾、国民経済的にみてそれらの銀行信用の支払準備金としての機能は棚上げにされてしまうことになったのである。正貨を獲得しえた銀行にしても、その正貨をただちに信用供与拡大の基礎となしえなかった⁽⁸³⁾こと、いうまでもない。信用需要が極大化に向う好況末期から恐慌期にかけてのことであっただけに、以

上2つの政策の強制する与信抑制作用は甚大であったと考えなければならない⁽⁸⁴⁾。正貨支払令が廃止されるのは1838年5月のことである⁽⁸⁵⁾。

アメリカにおける恐慌の先触れは、イギリスにおいて11月に現れる(1836年恐慌)。アイルランドとマンチェスターの株式銀行が支払停止に陥ったのである⁽⁸⁶⁾。年末にかけ、原綿市場をはじめとする商品市場、証券市場での価格崩落が始まる⁽⁸⁷⁾。引受信用の銀行信用への転化に困難が生じ出したのである。いうまでもなく、イギリス向けアメリカの原綿や証券の過剰供給状況を反映するものにほかならない。ペアリング商会以外の「アメリカ商会」が負っていた引受債務は、その過大性を暴露されるときが迫ってきたのである。すなわち、1837年2月6日、ウォーウィック・クラゲット(Warwick & Claggett)商会というロンドンの煙草輸入代理商が破産したことを引き金として、2月21日までに3W宛手形は支払能力の確かな商会による振出のものでなければいずれでも割り引かれなくなり、モリソン・クライダー商会とリサーズィー商会の債務も過大であると報じられるにいたる。後2者は自力で難局を乗り切ろうとしたが、3Wはブラウン商会とともどもイングランド銀行に援助を求めなければならなかった⁽⁸⁸⁾。2月7日までに同行の準備金は403.2万ポンドの底に達していた⁽⁸⁹⁾が、3月22日までにウィルソンに40万ポンド、ワイルズに25万ポンド、ウィギンに20万ポンド、そしてブラウンに40万ポンドの割引を行い、それぞれ見返担保をとったうえ、支払保証人をつけさせる。その結果、ロンドン、リヴァプールおよびマンチェスターの多くの中小商会が破産を免れ、300万ないし500万ポンドの手形が遡求のためにアメリカに送り返されずにすんだのである⁽⁹⁰⁾。4つの「アメリカ商会」がイングランド銀行に支援を受けることができなかったならば、アメリカの状況は一段と悪化したことであろう。

しかし、3月までに緊張は殆ど極限に達していた。その際、前年の穀物の不作がそれを促進したことを見逃すべきではない。年末までにニューヨークだけで20万ブッシェルの小麦が輸入されなければならなかった。そうでなくとも滞貨が生じつつあったのである。農民の購買力の削減はその顕現に拍車をかける⁽⁹¹⁾。1-2月には前年10-12月ほどの破産件数はみられなかったが、しかし2月末から3月はじめ、商品と証券の価格に急落が生じ、前年末に上

昇じたスターリング相場もその間高止まりを続ける⁽⁹²⁾。2月末からはとくにニューオーリンズのコットン・ファクターの間に破産が急増する。1月以後リヴァプールでの原綿価格は(重量)ポンド当り4-5セントに下り、生産者のプランターにはファクターにたいする債務を返済しえなくなったからである⁽⁹³⁾。原綿の販売は實際上ストップするわけである。南部のファクターがニューヨークから信用を受けていた(ニューヨーク為替の振出)ことは先述したとおりである。そこには同じく2月末イギリスから「アメリカ商会」に関する情報が衝撃的に伝えられていた。

ニューオーリンズにおける新しい破産ラッシュが3月22日に起り(主要な4,5人を除いてすべてのコットン・ファクターが破産した⁽⁹⁴⁾)、5日後の27日、その月はじめ以来スターリング為替にたいする需要を適度な範囲に抑えようとして自己宛手形の供給を制限し、他の商会宛手形の供給をふやしていたペアリング商会が、そのことを公けにしたために、ニューヨークで恐慌が始まる⁽⁹⁵⁾。4月中にそれは全土に波及する⁽⁹⁶⁾。そして、その4月には為替相場は正貨輸出点を越え、イギリス向け正貨の輸出が始まるのであった⁽⁹⁷⁾⁽⁹⁸⁾。そのうえ、後述するような政府による預金の支払要求も加わり、他州に先んじて債権者保護の考えを体する安全基金制度法(1829年)が導入されていたにもかかわらず、5月10日、ニューヨークの銀行がまず支払停止に追い込まれる⁽⁹⁹⁾。また、サフォーク銀行制度を備えていたニューイングランドの銀行でも、直前のブーム時には他地方ほどではなかったけれども、銀行の設立ラッシュと銀行信用の膨張が生じていて⁽¹⁰⁰⁾⁽¹⁰¹⁾、他の州の銀行と同様にニューヨークの銀行の支払停止に追従する⁽¹⁰²⁾。

ところで、以上のような1837年はじめアメリカにおける恐慌の進行過程は、1835-36年のブームを刺戟してきた銀行信用の基礎をなしていた連邦政府預金(その財政状況)の消長に反映されている。先述のように、1830年代央の政府預金の形成はロンドン引受信用の膨張(→イギリスにおける銀行信用の膨張)のアメリカ銀行制度における対応物と考えられる。ロンドンにおける(銀行信用→)引受信用の縮小がアメリカに恐慌を惹起する過程でそれは減少していき、1837年央すぎには無に帰すのであった。さきに指摘しておいた財政余剰金の各州への分配(預託)の経緯をとりあげねばならない。

それを決めた「公金預託法」の第1回実施日は、前述したように1837年1月であった。その制定当時(1836年6月)約5,000万ドルにのぼっていた余剰金⁽¹⁰³⁾も、その37年1月にはすでに減っていて、分配の対象となる余剰金(500万ドルを越える余剰金)は3,700万ドルであった。予定通り、第1回目900万ドルの配分が行われる。2回目(4月)も曲折を経ながら履行される。その直後、5月10日には前述のとおりニューヨークの銀行が支払停止に陥ったのであるが、それはなかでも以上2回にわたる政府預金の支払要求を直接的原因とするものであった⁽¹⁰⁴⁾。そして、3回目の配分が行われるべき7月には、銀行の支払停止は全国的に広がっていたわけで、そのときの連邦政府による各州への支払は減価した銀行券による以外になかった。そのうえ、4回目のそれは実行されなかった⁽¹⁰⁵⁾。1837年の財政収支は1825年以来はじめての赤字で、それも1,229万ドルにのぼっている。前年の36年と比べて、関税収入は約半分、公有地売却代り金は約1/4に減っているのである⁽¹⁰⁶⁾。

さて、もう一度イギリスに目を転じよう。イギリスの「アメリカ商会」も結局6月早々に破局に陥る。3月末以後もイングランド銀行による3Wにたいする融資は続けられ、5月末までにモリソン・クライダー、リサーチーおよびブラウンの各商会はうまく借入を受けることができたが、しかし3Wは6月1日にそれを拒否されたのである。提供すべき担保を欠き、しかもすでに過大な信用を受けていたからであった⁽¹⁰⁷⁾。ブラウンはこの間200万ポンドに及ぶ借入をイングランド銀行から受け、危機を脱したが、3Wには6月2日に支払を停止するのである⁽¹⁰⁸⁾。

60) Clapham, *The Bank of England, A History, 1797 - 1914*, vol.II, Cambridge, 1944, rep. 1966, pp.151 - 152, 153. (以下、本書は *Bank of England* と略記。)『イングランド銀行、その歴史』II, 英国金融史研究会訳, タイヤモンド社, 1970年, 165, 167ページ。

61) Wilfrid T. C. King, *History of the London Discount Market*, London, 1936, rep. 1972, pp.92 - 95. 『ロンドン割引市場史』藤沢正也訳, 日本経済評論社, 1978年, 107, 109ページ。メンテリソン, 前掲訳書, 第2分冊, 200-201ページ。

62) イギリスでは1826年イングランド銀行による株式銀行業の独占は崩れていた(その代り, 同行には地方支店開設が認められる)。その年, ロンドンから65マイル以遠の地に限ってのことであったが, 株式銀行の設立が自由化され, また1833年にはロンドン市内

- およびその65マイル以内の地域でも株式銀行の設立が認められていた。しかし、当面する時期、株式銀行発展の場は地方であった。
- (63) Tooke, *op. cit.*, vol.II, p.303. (前掲訳書, 第2巻, 281—282ページ。)
- (64) *British Parl. Papers, Report from the Select Committee on Banks of Issue; with Minutes of Evidence, Appendix and Index*, Aug. 1840, Irish Univ. Press Sers., Monetary Policy, General 5, Shannon · Irish, 1968, p.94, Q.1005. (以下, 本議事録は *Report on Banks of Issue* と略記。)証言者は下院議員の G. F. マンツ (George F. Muntz)。
- (65) *British Parl. Papers, Report from the Select Committee on Joint Stock Banks; together with Minutes of Evidence, and Appendix*, Aug. 1836, Irish Univ. Press Sers., Joint Stock Banks 1, Shannon · Irish, 1968, App.II, pp.119—120. (以下, 本議事録は *Report on Joint Stock Banks* と略記。)
- (66) *Report on Banks of Issue*, p.115, Q.1298.
- (67) Sidney Homer, *A History of Interest Rates*, New Brunswick, N. J., 1963, p.208, Table 23.
- (68) *Report on Joint Stock Banks*, pp.161, 162, Qs.2552, 2553, 2569, 2570. しかし, 以上に続いて, ガーニイはつぎのような答え方をしている。「第2571号。あなたがご存知の限りで, 株式銀行は以前の個人銀行の場合よりももっと自由に, (あなたが他の誰れよりも広い経験をお持ちの) ロンドン 貨幣市場で割引によって貨幣を得る制度に頼っていますか。——概してそのとおりだと思いますが, それは正確にお答えするのが困難なご質問です。」(*ibid.*, p.162, Q.2571.)
- (69) Tooke, *op. cit.*, vol.II, pp.303—304 (前掲訳書, 第2巻, 281—282ページ); *Edinburgh Review*, vol.LXV, 1837, pp.232—233. quoted in. Hammond, *Banks and Politics*, p.457. ただし, R. W. ハイディは, 典拠は示していないが, 「アメリカ商會」手形はすべて取扱を拒否されたとしている。(R. W. Hidy, *Baring*, pp.206, 207.) なお, クラバムはこの点トゥックに依拠している。(Clapham, *Bank of England*, vol.II, p.153. (前掲訳書, II, 167ページ。))
- (70) Clapham, *Bank of England*, vol.II, p.152. (前掲訳書, II, 166ページ。)
- 71) R. W. Hidy, *Baring*, pp.166—171, 178, 181, 224.
- 72) quoted in, Matthews, *op. cit.*, p.58.
- 73) cf. *The Specie Circular, July 11, 1836*, in Herman E. Krooss (ed.), *Documentary History of Banking and Currency in the United States*, vol.II, New York, 1969, pp.1022—1023.
- (74) 宮田「第2合衆国銀行と外国為替取引」(前出), 参照。
- (75) Dewey, *Financial History*, p. 228; Sumner, *Banking in the US*, p.262.
- (76) Richard H. Timberlake, Jr., *The Origins of Central Banking in the United States*, Cambridge, Mass., 1978, p.52, Table 5. 1. ただし, このティムバーレイク・ジュニアのあげている数字によると, 同年の年間公有地売却高は2,516万ドルとなり,

- デューイに依って前出したそれ(2,487万ドル)を少々上回ることになる
- (77) Dewey, *Financial History*, p.229 ; メンテリソン, 前掲訳書, 第2分冊, 226ページ。
- (78) Hammond, *Banks and Politics*, p.455 ; Smith, *op. cit.*, p.185 ; R. W. Hidy, *Baring*, p.206.
- (79) ティムバーレイク・ジュニアは, この正貨支払令は経済的にはなんら影響力をもたなかったと強調し, 上述したような通説的見解を批判している。Timberlake, Jr., *op. cit.*, p.61. すなわち, 1836年の公有地売却高は2,500万ドルであるが, これは当時の年間国民消費高10億ドルの中ではごく小さい額を占めるにすぎず, たとえ公有地売却がゼロになったとしても, 総消費は高々1%低下するようなものでしかなかったというのである。しかし, 当面する時期の活況がまさに土地ブームとして進行し, しかもそれが正貨ならぬ信用を梃子に展開したことが全く無視されているといわねばならない。そのような量的次元だけで評価すべき問題ではない。さらに, 不可解なことに, ティムバーレイク・ジュニアは, この布告の施行を1836年12月15日以後のこととしている(*ibid.*, pp.51, 52, n.3.) が, しかしその実施時期は正確には上述のとおりである。
- (80) cf. *Act to Regulate the Deposits of Public Money, June 23, 1836*, in Krooss (ed.), *op. cit.*, vol.II, pp.968 - 973 ; also A. Barton Hepburn, *History of Coinage and Currency in the United States and the Perennial Contest for Sound Money*, 1903, rep. New York, 1968, App. pp.480 - 485. (以下, 本書は *History of Coinage* と略記。)
- (81) Matthews, *op. cit.*, p.56.
- (82) Hammond, *Banks and Politics*, p.456.
- (83) Matthews, *op. cit.*, p.56.
- (84) 前述のように(注79), 正貨支払令の信用収縮作用を全く認めなかったティムバーレイク・ジュニアも, この財政余剰金の分配については, それに伴う正貨の移動はわずか558万ドルであったと強調しつつ(Timberlake, Jr., *op. cit.*, p.55.) ではあるが, その信用抑制効果を認めている。(*ibid.*, p.61.) しかし, 結果としての正貨移動額の多寡ではなく, いわばフローとしてのそれがこの場合重要であり, しかもそれは景況の局面との関連で評価されなければならない。
- (85) McGrane, *op. cit.*, pp.191, 200 - 201 ; Smith, *op. cit.*, p.195.
- (86) Clapham, *Bank of England*, vol.II, pp.155 - 156 (前掲訳書, II, 167, 168-169ページ。)
- (87) Tooke, *op. cit.*, vol.II, pp.270 - 271, 278 - 279 (前掲訳書, 第2巻, 250-251, 257ページ) ; R. W. Hidy, *Baring*, pp.215 - 216.
- (88) R. W. Hidy, *Baring*, pp.216 - 217.
- (89) Clapham, *Bank of England*, vol.II, p.153. (前掲訳書, II, 167ページ。)
- (90) R. W. Hidy, *Baring*, p.217.
- (91) Dewey, *Financial History*, p.230 ; メンテリソン, 前掲訳書, 第2分冊, 223-224.

225ページ。

- (92) Smith and Cole, *op. cit.*, pp.158, 183, 190; Temin, *op. cit.*, p.145.
- (93) Sumner, *Banking in the US*, p.267.
- (94) *ibid.*, p.269.
- (95) R. W. Hidy, *Baring*, pp.218 - 219, 220. 4月1日から11日までの間にニューヨークにおける破産件数は128件に上った。(Conant, *op. cit.*, p.627.)
- (96) Sumner, *American Currency*, p.136; cf. Hepburn, *A History of Currency in the United States, with a Brief Description of the Currency Systems of All Commercial Nations*, New York, 1915, p.132. (以下、本書は *History of Currency* と略記。本書は前出の *History of Coinage* の書き直しとされている (p.vii.) が、ここで参照した箇所(章)には改変は加えられていない。引用が重複するので、以下の場合と同様、*History of Coinage* の掲記は省略する。)
- (97) Smith and Cole, *op. cit.*, p.190; Smith, *op. cit.*, p.187; L. E. Davis and J. R. T. Hughes, "A Dollar - Sterling Exchange, 1803 - 1895", *Economic History Review*, 2nd ser., vol.XIII, no.1, 1960, p.72, Table A - 2; Temin, *op. cit.*, p.145.
- (98) 1836年10月-37年9月の1年間で約234万ドルの正貨がイギリス向け出超となっている。(Smith, *op. cit.*, pp. 187 - 188.) ただし、他のヨーロッパおよびその他の諸国からの流入額がそのイギリスへの流出額を相殺して余りがあり、(*ibid.*, p.297, n.25.) 結局1837年には1,420万ドルの正貨入超となっている。(Sumner, *American Currency*, p.134.)
- (99) 安全基金制度 (Safety Fund System) 法のために、このときのニューヨーク州の銀行の支払停止はそれを認める立法措置がとられる必要があり、その直後の5月16日、1年間を限ってそれを許すとする法的追認がなされるのである。〔Sumner, *Banking in the US*, P.287; Hepburn, *History of Currency*, p.138; Dewey, *State Banking before the Civil War* (National Monetary Commission, Senate Document, 61st Congress, 2nd Session, no.581), Washington, D. C., 1910, rep. New York, 1972, p.96 (以下、本書は *State Banking* と略記); Hammond, *Banks and Politics*, pp.479, 491.〕当時、同州の殆どの銀行 (1837年までで98行中90行、ニューヨーク市だけでは23行中18行) は安全基金制度法のもとで法人格 (特許状) を与えられていたが、それによると、90日間支払停止を続けた場合、その銀行は特許状を没収されることになっていたのである。〔Robert E. Chaddock, *The Safety - Fund Banking System in New York State, 1829 - 1866* (National Monetary Commission, Senate Document, 61st Congress, 2nd Session, no.581), Washington, D. C., 1910, rep. New York, 1972, pp.262, 271, 383; Sumner, *Banking in the US*, pp.271 - 272; Hammond, *Banks and Politics*, p.479; Myers, *op. cit.*, p.84.〕
- それでは、安全基金制度とはどういう制度か、以下、簡単な考察をなしておこう。エリー運河建設発起人の1人 J. フォーマン (Joshua Forman) の想になるもので、すぐのちにジャクソン政府の國務長官に転出することになる M. ヴァン・ビューレン (Martin

Van Buren) が、知事に就任して早々導入した制度である。(cf. Hammond, *Banks and Politics*, pp.556 - 563; Redlich, *op. cit.*, part II, 1840 - 1910, pp.88 - 95.) 発券高は資本金の2倍、貸出 (loans and discounts) はその2.5倍に制限し、しかも資本金は全額払込まなければならないとしていた点で、従来の制度に比べて大いなる前進を示しており、銀行債権者保護を目的に、2つの柱から成っている。すなわち、1829年4月以後特許されたり、再特許を受けた銀行にたいし、全加盟銀行の総資本金の3%の額に達するまで資本金の0.5%を拠出させ、そしてそれを加盟銀行が破産した場合にその債務(銀行券および預金)にたいする支払基金たらしめ——この基金から破産銀行のために支払がなされると、それまでに基金が全加盟銀行の総資本金の3%に達していたとしても、残りの銀行は改めてまたその額に達するまで基金の積立を続けなければならない——(相互保険制度)、また3人から成る銀行委員会を常設し、それに各銀行の業務の検査、監督に当らせたのである。(Chaddock, *op. cit.*, pp.259 - 263; Sumner, *Banking in the US*. p.173; Hammond, *Banks and Politics*. p.558; Taylor, *op. cit.*, p.314; Scroggs, *op. cit.*, pp.36 - 37.)

一般的な支払停止が始まる前の1837年、バファローで3行が破産したときはじめて適用され、1840年前後から支払もふえ出す。それゆえ、1842年、適用範囲を発券債務に限定せざるをえなくなり、1866年、最後の加盟銀行の特許状の期限切れと同時に消滅した。(Chaddock, *op. cit.*, chap.III; Hammond, *Banks and Politics*, pp.560 - 561; Scroggs, *op. cit.*, pp.38 - 41.)

(100) Dewey, *State Banking*, p.88; Hammond, *Banks and Politics*, p.553.

(101) サフォーク銀行制度 (Suffolk System) に一瞥を与えておこう。

1824年、ボストンのサフォーク銀行(1818年設立)は同地の6つの銀行との間で協定を結び、それらが受け取った地方銀行券の取立代理人となった。それらの残高(勘定)を維持し、それを通じてその取立の支払をすることにしたのである。いうまでもなく、地方銀行にもサフォーク銀行に残高を保有するよう強制力が働くとともに、その発券業務に抑制力が作用する。事実、地方銀行券の過大発行を抑え、ボストン市中銀行の銀行券流通量をふやすことが意図されたのである。これがサフォーク制度の始まりである。それは地方銀行券の受取には1/4%のディスカウントを付す方式で発足したが、翌25年にそれが額面受取方式に変更されたのを契機に、ニューイングランドの全銀行は實際上この制度を受け容れるにいたる。(Dewey, *State Banking*, p.86; Redlich, *op. cit.*, part I, p.74; Scroggs, *op. cit.*, pp.53 - 56.)1837年の支払停止期にも解体されることもなく、1866年まで存続する。(cf. Redlich, *op. cit.*, part I, pp.67 - 81; Dewey, *State Banking*, pp.82 - 96; Hammond, *Banks and Politics*, pp.549 - 556.)

さて、銀行券は額面通り受け取られるということのほか、この制度の具体的内容はずきのおりであった。(1)各加入銀行は資本金10万ドル以下の場合、サフォーク銀行に2,000ドル以上の無利子の永続的預金をする。(2)その預金の見返りにサフォーク銀行は取得した銀行券を償還する。週1度または一定額に達したとき、発行銀行の勘定につけるのである。(3)その場合、各銀行は永続的預金とは別に自行銀行券の償却のための預金をもつ

ているものとし、償却額がそれを上回った場合には、ただちにその超過額に利子が課される(4)さらに、その超過額が永続的預金よりも大きくなったときには、サフォーク銀行は正貨支払を要求しうる権利をもつ。(Dewey, *State Banking*, p.86.)

この制度成立以後地方銀行券はニューイングランド中を額面で通用するようになった。すなわち、サフォーク制度はニューイングランドの地域的集中決済制度であった(Redlich, *op. cit.*, part I, p.74.),あるいはサフォーク銀行はニューイングランドのいわば「銀行の銀行」であった(Taylor, *op. cit.*, p.313.)ということが出来るわけである。

(102) Sumner, *American Currency*, p.140; do., *Banking in the US*. pp.271, 272; Hammond, *Banks and Politics*, pp.553 - 554; Temin. *op. cit.*, p.113.

(103) マーガレット・G・マイヤーズ『アメリカ金融史』(吹春寛一訳)日本図書センター、1979年、122ページ。

(104) Sumner, *American Currency*, p.140.

(105) Sumner. *American Currency*, p.140 - 141; do., *Banking in the US*. p.281; Hepburn, *History of Currency*, pp.123 - 125; Dewey, *Financial History*. pp.229 - 230, 231.

106) Dewey, *Financial History*, p.246.

(107) Tooke. *op. cit.*, vol.II, pp.307 - 308 (前掲訳書、第2巻、285-286ページ) ; R. W. Hidy, *Baring*, pp.220 - 224.

(108) Clapham, *Bank of England*, vol.II, pp.157 - 158. (前掲訳書、II, 171-173ページ。)

III 1837年恐慌以後

——ニューヨーク自由銀行制度を中心に——

すでに知られているように、ジャクソン大統領はかれの銀行券排撃政策の一環として、1832年7月、合衆国銀行の連邦特許状の更新を拒否し、1836年3月、第2合衆国銀行の解体を達成した。しかし、銀行券発行制度の廃棄運動は合衆国銀行の消滅に止まらず、州法銀行制度そのものの廃止に行き着かなければ首尾一貫性を欠く。州法銀行はすべて発券銀行であったからである。実際、ジャクソンも合衆国銀行を解散に追い込んだ暁には、州法銀行の打倒にとりかかる考えであった。連邦銀行としての合衆国銀行の廃滅に向け、止むなく州法銀行と連携したジャクソンであった⁽¹⁰⁹⁾が、1834年には、前節で明らかにしたとおり、州法銀行にたいする排外政策を実行に移し出したのであ

る。しかも、反州法銀行の気運はジャクソンと合衆国銀行との対立関係のなかからその一局面を形成しつつ、とくにニューヨークを舞台に1835年秋までに盛り上ってくる。

1836年3月が近づき、第2合衆国銀行の廃止という当面の目標の達成が現実的になってくるにつれて、ニューヨークにおける民主党(ジャクソニアン)内部でつぎのような対立が表面化する。すなわち、州法銀行(安全基金制度)の立場に立脚し、打倒の目標を合衆国銀行だけに押し止めようとする一派にたいし、州法銀行制度をも潰すことを主張し、合衆国銀行の廃止はその前段階だとする過激派の台頭がみられるようになるのである⁽¹¹⁰⁾。階級分化が進むなかで、素朴にジェファーソンの人間平等論に依拠し(Urban 'Agrarians')、衡平権党(Equal Right party)に結集するいわゆるロコフォコ派が勢力を得てくるのである。上述した第2合衆国銀行消滅の期限の切迫という事情に加え、1837年恐慌を結果するブームが起り始め、物価高が生じていたという状況が、その背景にあった。ブームに乗ることができない人たちの不満を、ロコフォコ派は銀行券制度に結びつけて代弁したのである。物価が高いのは投機のせいであり、投機の盛行は銀行信用(銀行券)に原因がある。銀と金だけが唯一安全で、合憲の通貨だ、と。あるいはまた、つぎのようにも反州法銀行キャンペーンを張った。州法銀行は州政府から特許された特権的な会社(独占)であり、人間の平等の原則を踏みつけにしている。その点、州政府も同罪の憲法違反を犯しており、州法銀行を壊滅させることが人類の進歩のために不可欠だ⁽¹¹¹⁾、と。以上のように、1835年後半以降、そのロコフォコ派に反州法銀行運動は担われ、高まりをみせるのである。かれらは1836年秋および翌年春のニューヨーク市における選挙で多数を制する⁽¹¹²⁾。

ニューヨークの銀行が恐慌の影響のもと、「公金預託法」の実施を直接的契機として支払停止に陥ったのは、前叙のとおり1837年5月であった。以上明らかとなったように厳しい政治的状況に立たされていたニューヨークの州法銀行は、ここでまさに存廃の危機に直面する。前述した(注99)ことであるが、それらの銀行はその多くが安全基金制度に加盟する銀行であり、しかもその安全基金制度法は90日間支払停止した銀行からはその設立を認めた特許状を没収するとしていたからである。しかし、支払停止ののちただちに、安

全基金銀行利害は安全基金制度法の一年間の執行停止を定めた法律の成立に成功する。ロコフォコ派は、それは違憲の、銀行にたいする情実であり、貧しい人たちが法を犯した場合、かれらにはそのような取り計らいが及ぶことはないと言非難した⁽¹¹³⁾。ニューヨーク市の銀行は1年後の正貨支払の再開を絶対に為し遂げなければならない状況にあったことがわかる。それらはそれに向けてただちに経営努力に乗り出す。信用の引締めを行ったのである⁽¹¹⁴⁾。つぎの数値にそれは瞭然である。ニューヨーク市の銀行(1837年5月8日に破産した1行を除く)の要求払債務は1836年1月1日26.9百万ドル、1837年1月1日25.4百万ドルであったが、1838年1月1日には12.9百万ドルに激減しているのである⁽¹¹⁵⁾。1837年を通じてニューヨーク市にみられた銀行信用の制限的状況は、恐慌の進行過程中的のこともあり、こんどは銀行信用(銀行券)不足という点で、銀行にたいする不満をいっそう募らせる原因になったと思われる⁽¹¹⁶⁾。

しかも、そのころ、ロコフォコ派の主張もより实际的となる。かれらの打倒州法銀行のスローガンはいまや銀行信用制度そのものの廃止ではなく、特許銀行としての州法銀行の廃止を含意するものになり、発券業務——当時はこれがすなわち銀行業務と考えられていた——はすべての人たちに開放されていなければならない、これがかれらの訴えになったのである⁽¹¹⁷⁾。つまり、レッセ・フェールの銀行制度への適用を要求するようになったわけである⁽¹¹⁸⁾。こうして1838年4月、ニューヨーク州では自由銀行法⁽¹¹⁹⁾が成立する⁽¹²⁰⁾。のちに国法銀行制度(1862年)に引き継がれていくことであるが、準則主義と公債担保の発券制度がとられたこと、そこにその制度的特徴があった。具体的には、つぎのとおりである。

すなわち、最低資本金は10万ドルとし、一定の担保物件((1)国債、(2)ニューヨーク州州債、(3)通貨監督官の認めた他州州債、(4)6%以上の利付不動産抵当証書)を通貨監督官に預託すれば、それと同額の銀行券を受け取る権利を得ることができ、もって自由に銀行業を営むことができるようになったのである(当初、発券にたいしては前述のような公債担保のほか、12.5%を下らない正貨準備が要求されたが、これは1840年の改正法で廃止された⁽¹²¹⁾。)

ニューヨーク州では以上のように1838年に自由銀行制度が成立する。4月

18日のことであった。前年5月以来正貨支払を停止していた同地の州法銀行（特許銀行）は、つぎのようなインパクトを受けたにちがいない。新しい銀行制度にたいし自己の立場を誇示するうえからも、その再開を果さなければならぬ、と。実際、4月23日までにそれを実現する⁽¹²²⁾。5月を期限として法的に要求されていたことであったが、それをそのとおりに守ったわけである。ニューヨーク市の銀行は正貨支払停止以後上述のように信用引締めに努めてき、その結果翌年4月7日には債務1ドルにたいし2.50ドルの資産を有するほどになっていたのである⁽¹²³⁾。5月30日にはかの正貨支払令も廃止される。既述のとおりである。ニューヨークでの正貨支払再開にボストンおよびその他のニューイングランドの銀行が続き、8月にはペンシルヴェニア合衆国銀行ほかフィラデルフィアの銀行、さらにその後年末までに南部と西部の銀行でも正貨支払は再開される⁽¹²⁴⁾⁽¹²⁵⁾。とはいえ、それが全般化するのは翌年2月のことであった⁽¹²⁶⁾。しかも、その10月には州によっては支払停止に陥る銀行が現われ——ニューヨークやニューイングランドの銀行はもちこたえる——、そうした状態は1842年まで続くのである⁽¹²⁷⁾。この過程で(1841年2月)ペンシルヴェニア合衆国銀行も破産する⁽¹²⁸⁾⁽¹²⁹⁾。

その間、ニューヨークでは自由銀行法に基づく銀行（自由銀行）はすでに設立されていた。1840年11月、71の自由銀行が営業していたといわれている⁽¹³⁰⁾。自由銀行法は特許銀行の存在を否定するものではなかったから、両者の併存状況が現出するのであった。そして、その対立関係は自由銀行の合憲性をめぐって特許銀行との間で紛争を惹き起こす。1例をあげると、新しい法律は(banking) corporationが独占を意味し、憲法上の制約下にあるために、(banking) associationの成立を認めるものであったが、そこを争点としていた⁽¹³¹⁾。しかし、1841-42年の中間恐慌のなかでも正貨支払制を維持しえた特許銀行ではあったが、1838年以後ニューヨーク安全基金制度に新規加入した銀行は皆無であった⁽¹³²⁾という事実が示唆するように、それまでの自由銀行制度の発展はすでにその廃止を方向づけていた。特許銀行制度の掘崩し（その銀行券流通量の縮小）が自由銀行法の成立と同時に実際的に進行し出すのである。1842年までにニューヨークの銀行券の大部分は自由銀行法に基づく銀行から供給されたといわれている⁽¹³³⁾。自由銀行の合憲性が問題だというのな

らば、憲法をそれに沿うよう改めさすことも可能になる。1846年、ニューヨーク州の憲法は特許制度による銀行設立を禁じ、既存の特許銀行にたいしても以後その期限の延長を禁止したのである⁽¹³⁴⁾⁽¹³⁵⁾。

しかも、ニューヨーク州のそうした動きは州境を越える。1837年にいち早く自由銀行法を導入していたミシガン州では、それが「山猫銀行」の乱立を刺戟し、そしてそのほとんどが破産してしまったために、翌々年にはそれを廃止するにいたっていたが、しかしニューヨーク自由銀行制度は1850年代末までにミシガンを含む西部諸州にも広がっていく。1860年時点で15州を除く18州で自由銀行制度が採用されている⁽¹³⁶⁾⁽¹³⁷⁾。

- 109) Hammond, "Banking in the Early West: Monopoly, Prohibition, and Laissez Faire", *Journal of Economic History*, vol.VIII, no.1, 1948, p.3.
- (110) William Trimble, "Diverging Tendencies in New York Democracy in the Period of the Locofocos", *American Historical Review*, vol.XXIV, 1918 - 19, p.415; Carl N. Degler, "The Locofocos: Urban "Agrarians"," *Journal of Economic History*, vol.XVI, no.3, 1956, p.330.
- (111) Hammond, *Banks and Politics*, pp.490 - 494, 574 - 575; Degler, *loc. cit.*, pp.322 - 333.
- (112) Horace White, *Money and Banking. Illustrated by American History*, 1895, rep. New York, 1968, p.347; Chaddock, *op. cit.*, p.370.
- (113) Trimble, *loc. cit.*, p.406.
- (114) Sumner, *Banking in the US*, p.287.
- (115) *ibid.*, p.290.
- (116) ハモンドは、産業企業家は銀行信用の拡大を要求したと言っている。(Hammond, *Banks and Politics*, p.573.) 当然のことであつたと思われるが、それ以上の論及はない。また、その他管見の限り、その点に触れた文献はない。
- (117) Redlich, *op. cit.*, part I, pp.188 - 189.
- (118) Hammond, *Banks and Politics*, p.573.
- (119) cf. *An Act to authorize the Business of Banking, April 18, 1838*, in Krooss (ed.), *op. cit.*, vol.II, pp.1183 - 1191; also Hugh Rockoff, *The Free Banking Era, A Re-Examination*. New York, 1975, pp.70 - 79, App. A.
- (120) 連邦レヴェルでのことであるが、在米の州法銀行にたいする強い批判のなかから生まれたものに、国庫を州法銀行から独立させる財務省分局制度または独立国庫制度 (subtreasury or independent treasury system) がある。

それは、政府はそのすべての受払を正貨(金, 銀)のみに限り、しかも政府公金は政

府みずから管理しなければならない——そのためにワシントンその他の重要都市に支金庫を設ける——とする制度にはかならない。1838年の選挙の結果が賛成派に有利になっていたこと——それまでにその法案は2度上程され、否決されていた——、さらに、翌39年、州法銀行が前年に再開した(後述)ばかりの正貨支払をまた停止したこともあり、ヴァン・ビューレン大統領のもとで1840年7月立法化され、翌年8月に廃止される——その年の秋の選挙でヴァン・ビューレンは敗北した——ものの、1844年に成立した民主党政権のもとに、1846年、再度導入される。(cf. Dewey, *Financial History*, pp.235 - 236, 252 - 255; Hepburn, *History of Currency*, pp.136 - 138; Myers, *op. cit.*, pp.174 - 184; Hammond, *Banks and Politics*, pp.496 - 499, 542 - 545; Paul Studenski and Herman E. Krooss, *Financial History of the United States, Fiscal, Monetary, Banking, and Tariff, including Financial Administration and State and Local Finance*, New York, 1952, pp.112, 119 - 120; Timberlake, Jr., *op. cit.*, pp.63 - 83. 第一独立国庫制度法, その廃止法, および第二独立国庫制度法の条文はそれぞれ Krooss (ed.), *op. cit.*, vol.II, pp.1092, 1101, 1129, 1163 - 1173, に収録されている。)

121) cf. *An Act to amend the Act entitled "An Act to authorize the Business of Banking," May 14, 1840*, in Krooss (ed.), vol.II, pp.1191 - 1193.

(122) Sumner, *Banking in the US*, pp.291 - 292.

(123) *ibid.*, p.290.

124) Sumner, *American Currency*, pp.143 - 146; do., *Banking in the US*, p.292; Hammond, *Banks and Politics*, pp.479 - 481.

(125) このときの正貨支払の再開については、じつはイングランド銀行の協力があつたことに触れておく。同行は3月22日に32万ポンド、同29日にはさらに36万ポンドをニューヨークのプライム・ウォード・キング商会のもとに送り、同商会を通じて売却していた。アメリカの銀行の支払再開は同行が「アメリカ商会」にたいしてもっている債権の回収を早めるであろうと考えられた——対3W債権は当初244.5万ポンドであったが、48年5月までに25万ポンド、53年3月までに3.9万ポンドとなっている——からである。買手はスターリング為替を振り出し、それがイングランド銀行に送られた。〔Clapham, *Bank of England*, vol.II, pp.161, 164 - 165. (前掲訳書, II, 175-176, 179-180ページ。)]じつはこの場合、その買手がニューヨークの銀行だったのか、フィラデルフィアの銀行(合衆国銀行)だったのか、ウォール街(ニューヨーク)とチェスナット街(フィラデルフィア)の金融上の覇権争い(cf. Thomas P. Govan, *Nicholas Biddle. Nationalist, and Public Banker, 1786 - 1844*, Chicago, 1959, chap.16; Hammond, *Banks and Politics*, chap.12 - V.)という点から興味のあるところなのであるが、意見が分れている。同時代人トゥックは後者だとし、現代の史家ハモンドは前者だとしている。〔Tooke, *op. cit.*, vol.III (London, 1840, rep. New York, 1972), pp.79, 80 - 81 (前掲訳書, 第3巻, 76, 77ページ); Hammond, *Banks and Politics*, pp.479 - 480, 484.)ただ、クラハムは、この取引についてはイングランド銀行が1.8万ポンド余の利益をあげ

たこと以外ほとんど知られていないと言っている〔Clapham, *Bank of England*, vol.II, p.165 (前掲訳書, II, 180ページ)〕こと、付記しておく。

- (126) Hepburn, *History of Currency*, p.138.
- (127) cf. Sumner, *Banking in the US*, pp.306ff.
- (128) cf. Smith, *op. cit.*, pp.221 - 230.
- (129) 1837年恐慌後1842年までの6年間、アメリカは上述した銀行信用制度の激動にみられるように、厳しい経済的状况におかれていた。さきに指摘したことがあるように、1841-42年、(イギリスと同様に)中間恐慌が起ったのである。運河建設向け過大投資を主な原因として9つの州が利払不能に陥り——1820-24年の州債の発行額はわづか1,300万ドルであったが、1835-37年には108百万ドルにふえており、そのうち600万ドル以上が運河建設目的であった。運河建設時代は1840年までに終るのである(Taylor, *op. cit.*, pp.50, 52.)——、そのうち3州が元本の一部または全額を償還できなかったのは、その間のことであった。(*ibid.*, p.375; Myers, *op. cit.*, p.31; Temin, *op. cit.*, p.154; cf. Dewey, *Financial History*, pp.243 - 246.) ロンドン証券市場では利払能力のある州の債券も含めて、一般にアメリカの債券にたいする信用は地に墜ち、1842年には連邦債発行計画も挫折したほどであった。(R. W. Hidy, *Baring*. p.309; M. Hidy, *loc. cit.*, pp.265 - 266.)
- (130) Knox, *op. cit.*, p.416.
- (131) Hammond, "Free Banks and Corporation: the New York Free Banking Act of 1838", *Journal of Political Economy*, vol.XLIV, no.2, 1936, pp.197 - 198, 209; do., *Banks and Politics*, pp.585 - 586.
- (132) Chaddock, *op. cit.*, p.271; Taylor, *op. cit.*, p.315.
- (133) 片山, 前掲書, 137ページ注(17)。
- (134) Hepburn, *History of Currency*, pp.144 - 145.
- (135) ニューヨーク自由銀行制度のその後の発展を確認しておこう。この制度による銀行についてその破産件数を1840-50年, 1851-61年の2つの期間についてみると、それぞれ32行, 25行にのぼるのであるが、前者の場合、その銀行券を額面で償還したのは8行、その50%以下で償還したのが7行であった(銀行券不渡額は325,487ドル)のにたいし、後者の期間には銀行券の額面償還を果たしたのが17行、また最低でも額面の77%でそれは償還されている(銀行券不渡額72,849ドル)。(Hepburn, *History of Currency*, p.145. 片山, 前掲書, 134-135ページ。)
- (136) Rockoff, *op. cit.*, pp.3 (Table 1), 4; cf. Hepburn, *History of Currency*, pp.143 - 150; Dewey, *Financial History*, pp.260. - 261; Redlich, *op. cit.*, part I, pp.201 - 204; Hammond, *Banks and Politics*, pp.601, 617 - 622.
- (137) すべての州が多かれ少なかれニューヨーク法を模倣したけれども、ただ1つルイジアナ州はその自由銀行法(1842年)がつかの条項を含んでいる点で、特異的であった。発券のみならず預金も含めた債務にたいし331/3%の正貨準備率(90日手形で662/3%の準備)を要求していた。(Redlich, *op. cit.*, part I, pp.202, 296 (n.94); Hammond,

Banks and Politics, pp.682, 695; Studenski and Krooss, *op. cit.*, pp.115 - 116; Williamson, "Money and Commercial Banking", in do. (ed.), *op. cit.*, pp.241 - 242.) こと、これである(先述のように、ニューヨークの自由銀行法もその条項が廃止されるまでは、発券にたいしては12.5%の正貨準備率を要求していた)。ただし、1853年の改正で正貨準備は預金のみにたいするものに後退し、発券債務については州債でよしとするにいたっている。(Green, *op. cit.*, p.134.) しかし、1858年にはマサチューセッツ州が発券および預金債務にたいし15%の正貨準備率を要求する法律を決め、それが4年後の国法銀行に継承される。(Dewey, *State Banking*, pp.217 - 224.)

結 言

以上のように、アメリカにおける1837年恐慌の信用論的分析は、当時のアメリカ経済が綿工業資本を主軸とするイギリス産業資本のための世界市場(原料輸入市場、工業製品輸出市場)形成運動のなかにいかにビルト・インされていたかを十分に知らしめた。1830年代央、アメリカ経済は土地ブーム、さらに入超構造(対イギリス輸入ブーム)のもとで(対イギリス)輸出ブームとブームに沸いたが、そのようなブームもイギリス資本主義の世界市場創出の一環として生じたのであり、そのように認識することが重要である。対アメリカ取引を主要業務とする販売代理商＝「アメリカ商会」の引受信用供与活動の活発化に刺戟されて、それは進展したのである。商品の輸出入取引においてだけでなく、証券の輸出の場合も「アメリカ商会」の引受信用業務はついて回らなければならなかった。しかし、「アメリカ商会」の与える引受信用(それを化体した手形)はイングランド銀行を頂点とするロンドン金融市場に連結し、銀行信用(手形の割引)に転化することを前提としていたのであったから、当時期、アメリカ市場をイギリス経済の社会的再生産過程のなかに組み入れる役割を信用次元で果たしたのは、結局のところイギリスの銀行信用制度であったといわなければならない。

ところで、1830年代央の輸入ブームは先述したようにアメリカ人輸入商の台頭を促した。しかも、それはブーム期の一時的現象に終らず、1837年恐慌およびその後1841-42年の中間恐慌にいたる渦中でもその足場を失うことは

なかったのである。輸入がもっぱらイギリスの輸出代理商による委託販売制度で行われていた段階とは違い、新しい輸入金融制度の展開が伴わなければならない。イギリスからすれば、対アメリカ輸出制度の変革にほかならない。その信用制度はそのような事態にどのように対応していったのであろうか。